

(1 年 保 存)

事 務 連 絡
令和4年3月2日

日本赤十字社兵庫県支部
各地区・分区 ご担当者 様

日本赤十字社兵庫県支部
振 興 課 長

「ウクライナ人道危機救援金」の受付について

標記救援金について、下記のとおり受け付けますのでお知らせいたします。
ご寄付のお問合せがあった場合には、下記の口座をご案内ください。

記

I 救援金名称 「ウクライナ人道危機救援金」

II 受付期間 令和4年3月2日(水)～令和4年5月31日(火)

III 受付口座

(1) ゆうちょ銀行

- ア 口座番号 00110-2-5606
イ 加入者名 「日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)」
ウ その他

※通信欄に「ウクライナ人道危機」と明記してください。

受領証を希望される場合は、併せて「受領証希望」と明記してください。

※ゆうちょ銀行窓口でのお振込みの場合は、手数料が無料です。

(2) 都市銀行口座

- ア 銀行名・口座番号
(ア) 三井住友銀行 ずずらん支店 (普) 2787781
(イ) 三菱UFJ銀行 やまびこ支店 (普) 2105784
(ウ) みずほ銀行 クヌギ支店 (普) 0623471
イ 口座名義は、いずれも「日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)」
ウ その他

※ご利用の金融機関によっては、振替手数料が別途かかる場合があります。

※受領証を希望される場合は、日本赤十字社本社パートナーシップ推進部まで次の情報をご連絡ください。

①救援金名 ②お名前（受領証の宛名） ③ご住所 ④電話番号 ⑤寄付した日
⑥寄付金額 ⑨振込先金融機関名・支店名

（連絡先）日本赤十字社 パートナーシップ推進部

TEL 03-3437-7081 FAX 03-3432-5507

IV 税法上の取り扱いについて

本寄附金は、個人所得税控除及び法人税控除の対象となります。
なお、個人住民税に係る寄付金控除の対象となりません。

適用条文（個人）所得税法第78条第2項第3号

（法人）法人税法第37条第4項

V 留意事項

各地区・分区の窓口で現金で受付けた救援金につきましては、「ウクライナ人道危機救援金」と明記のうえ、従来どおり兵庫県支部の口座へお振込みいただくとともに、様式第振14E号にてご報告願います。

※なお、社資等の送金でお知らせしている兵庫県支部の口座は案内されませんようご留意願います。

VI 物品寄付については、受け付けておりません。

【担当】

日本赤十字社兵庫県支部 振興課

電話 078-241-8921

FAX 078-241-6990